

男鹿市条例第 25 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
 (男鹿市市税条例の一部改正)

第 1 条 男鹿市市税条例(平成 17 年男鹿市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p><u>第 21 条及び第 22 条 削除</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料、延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第 21 条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について、100 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合には、これを徴収しない。</u></p> <p><u>第 22 条 削除</u></p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

(男鹿市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 男鹿市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例（平成17年男鹿市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第6条 事業者が分担金を納入期日までに納付しないときは、<u>男鹿市税外収入金の延滞金の徴収に関する条例</u>（平成17年男鹿市条例第58号）の定めるところにより、延滞金を徴収する。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第6条 事業者が分担金を納入期日までに納付しないときは、<u>男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例</u>（平成17年男鹿市条例第58号）の定めるところにより、延滞金を徴収する。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

（男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正）

第3条 男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例（平成17年男鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">男鹿市税外収入金の<u>延滞金の徴収</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市税外収入金（以下「税外収入金」という。）の<u>延滞金の徴収</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">男鹿市税外収入金の<u>督促手数料及び延滞金徴収等</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市税外収入金（以下「税外収入金」という。）の<u>督促に係る手数料及び延滞金の徴収</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
第2条 削除	<u>(督促手数料)</u> 第2条 税外収入金の徴収につき督促状を発した場合には、督促手数料として1通につき100円を徴収する。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(船川港金川多目的広場管理条例の一部改正)

第4条 船川港金川多目的広場管理条例(平成17年男鹿市条例第92号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(延滞金)</u> 第11条 延滞金の徴収については、 <u>男鹿市税外収入金の延滞金の徴収に関する条例</u> (平成17年男鹿市条例第58号)を適用する。	<u>(督促手数料)</u> 第11条 督促手数料及び延滞金の徴収については、 <u>男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例</u> (平成17年男鹿市条例第58号)を適用する。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市牧野改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 男鹿市牧野改良事業分担金徴収条例(平成17年男鹿市条例第155号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(延滞金) 第8条 受益者が分担金を納付期日まで納付しないときは、 <u>男鹿市税外収入金の延滞金の徴収に関する条例</u> (平成17年男鹿	(延滞金) 第8条 受益者が分担金を納付期日まで納付しないときは、 <u>男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例</u>

改正後	改正前
市条例第 58 号) の定めるところにより延滞金を徴収する。	(平成 17 年男鹿市条例第 58 号) の定めるところにより延滞金を徴収する。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 6 条 男鹿都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 (平成 17 年男鹿市条例第 178 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促) 第 12 条 (略)	(督促) 第 12 条 (略) <u>2 前項の規定による督促手数料は、督促状 1 通について 100 円を徴収する。</u>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市若美地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

第 7 条 男鹿市若美地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例 (平成 17 年男鹿市条例第 179 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促)	(督促)

改正後	改正前
第10条 (略)	第10条 (略) <u>2 前項の規定による督促手数料は、督促状1通について100円を徴収する。</u>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市道路占用料徴収条例の一部改正)

第8条 男鹿市道路占用料徴収条例（平成17年男鹿市条例第180号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(延滞金)</u> 第5条 <u>延滞金の徴収については、男鹿市税外収入金の延滞金の徴収に関する条例</u> （平成17年男鹿市条例第58号）を適用する。	<u>(督促手数料)</u> 第5条 <u>督促手数料及び延滞金の徴収については、男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例</u> （平成17年男鹿市条例第58号）を適用する。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第9条 男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成17年男鹿市条例第212号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促) 第10条 (略)	(督促) 第10条 (略)

改正後	改正前
	2 前項の規定による督促手数料は、督促状1通について100円を徴収する。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関して発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。